

10月から こども医療費の窓口 払いを廃止します！

町では、子どもの健康の向上と福祉の増進を図るため、子どもの医療費助成を行っています。
平成19年4月からこども医療費支給事業の対象年齢を、通院は中学校就学前まで、入院は15歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大し、併せて10月からは、町内の協定医療機関において、これまで自己負担していた窓口での支払いがなくなり、診療・調剤が受けられるようになります。
なお、保険外診療の医療費は、従来どおり自己負担となりますので、窓口でお支払いください。

9月30日までの診療分は

- ◆通院：中学校就学前まで
 - ◆入院：15歳に達する日以後の最初の3月31日まで
 - ◆支給方法：申請書（医療機関の証明又は領収書添付）を子育て支援課に提出（窓口負担あり）
 - ◆受給資格証：ピンク色
- 10月1日以降の診療分は**
- ◆通院：変更なし
 - ◆入院：変更なし
 - ◆支給方法：町内の協定医療機関のみ窓口払い廃止

①町内の協定医療機関で受診した場合
窓口での支払いはありません（保険外診療・自費分は除きます）。

注1）保険証と受給資格証を必ず提示してください。提示できない場合は、②と同様になります。

注2）ひとつの医療機関で一部負担金が月額21,000円以上あった場合は、②と同様になります。

②町内の協定医療機関以外または町外の医療機関で受診した場合

10月15日～21日は 秋の 行政相談週間です

10月15日（月）から21日（日）は、「行政相談週間」です。
この週間は、行政相談制度を広報し、国民の皆さんにこの制度を利用していただくために設けているもので、関係行事を全国的に実施しています。
行政相談は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱した行政相談委員が、町民の皆さんから行政に対する意見や要望などを広くお聴きし、公正・中立な立場から関係機関にあつせんをし、苦情などの解決を図るとともに、行政運営の改善に役立てるものです。
町では、心配ごと相談所と併せ、原則として第1・第3木曜日に行政相談所を開設しています。10月18日（木）には、相談委員が男衾と用土に向いて相談をお受けします。詳しくは本誌20頁の「心配ごと相談」の記

行政相談委員



鈴木健一さん
大字鉢形685-3
☎581・3579

事をご確認ください。相談は無料、秘密は厳守されます。また、行政相談委員は、相談委員の自宅や電話での相談も受け付けていますので、併せてご利用ください。
国・県・町の仕事でわからないこと、またはご意見・ご要望のある方は、お気軽にご相談ください。

問い合わせ／人権推進課（☎581・2121内線41）へ。

従来どおり、申請書を子育て支援課に提出してください。
◆受給資格証：薄いグリーン色
受給資格証の番号も変わります。
ご注意ください
◆現在の受給資格証では、10月以降こども医療費の助成は受けられませんのでご注意ください。新しい受給資格証は、9月末に各ご家庭に送付します。



こども医療費窓口払い廃止の協定医療機関

(平成19年8月末日現在)

(市街地) 市川医院 佐伯医院 清水眼科医院 清水クリニック 藤野クリニック 松本医院 山田医院 寄居本町クリニック 岩田歯科医院 大島歯科医院 柏原歯科医院 小西歯科医院 清水歯科クリニック リーフ歯科クリニック さとみ薬局 タカハン薬局 新島薬局 升屋栄貫堂	松本薬局 みき薬局 薬局あじさい (西部) 埼玉療育園 吉田歯科医院 (桜沢) 五十嵐整形外科医院 山田整形外科内科医院 おおさわ歯科クリニック 志村歯科 鳥塚歯科医院 あおば調剤薬局 桜沢薬局 (折原) 大野歯科医院	(鉢形) はらしま医院 (男衾) おきつ歯科医院 おぶすま診療所 おぶすま第2診療所 こすげ歯科医院 スター薬局寄居店 田中医院 ベストおぶすま薬局 (用土) 小久保医院 埼玉よりい病院 用土医院 井口歯科医院 ファミリーデンタルクリニック 寄居薬剤師会薬局
--	---	--

問い合わせ／子育て支援課（☎581・2121内線251・252）へ。

◆平成19年9月以前の診療分や協定医療機関となっていない医療機関での診療分については、従来どおり支給申請書の申請となります。なお、10月以降の申請は、診療年月に関係なく、必ず新しい受給資格証の番号で申請してください。
◆町内で窓口払い廃止に協力している医療機関には、協定医療機関証が掲示してありますのでご確認ください。

協定医療機関証

こども医療費
協定医療機関

寄居町長

ご利用ください！ 女性人権擁護委員による特設相談所

熊谷人権擁護委員協議会では、女性人権擁護委員による特設相談所を開設します。
家庭内のもめごと、相続、借地、借家、金銭貸借、登記、差別、子どものいじめ、その他日常生活でお悩みの方は、お気軽にご相談ください（相談無料、秘密厳守）。
日時／10月11日（木）午前10時～午後3時
場所／熊谷市商工会館大ホール（熊谷市宮町2-39）
相談員／熊谷人権擁護委員協議会所属女性委員
問い合わせ／さいたま地方務局熊谷支局内、熊谷人権擁護委員協議会事務局（☎524・8805）へ。

9月17日～23日まで実施します。 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間！

陰湿で執拗ないじめ、教師による体罰、親による虐待、国内外での児童の売春や児童ポルノの氾濫など、子どもの人権をめぐる問題は深刻な状況にあります。
子どもも一個人として最大限に尊重されなければならないということを、大人自身が自覚しなければなりません。
期間／9月17日（月）～23日（日）
時間／午前8時30分～午後7時（22日（土）および23日（日）は午前10時～午後5時）
電話番号／0120・007・110（フリーダイヤル）※IP電話など使用できない電話があります。
相談担当者／法務局職員、埼玉子どもの人権専門委員が対応します。秘密は固く守られます。
問い合わせ／さいたま地方務局人権擁護課（さいたま市浦和区高砂3-16-58、☎048・863・9589）へ。

法テラス埼玉 無料法律相談（予約制）

日本司法支援センター（愛称：法テラス）は、全国どこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けることができる社会を実現するために、収入が一定基準以下の方に対して、弁護士・司法書士による無料法律相談（予約制・30分）を実施しています。
次の①～④のいずれかに該当する場合、無料法律相談の対象となります。
①生活保護を受けている方
②年金のみで生活されている方
③無職で無収入の方
④収入がある場合には、申込者とその配偶者の手取り月収（賞与含む）の合計が一定額内であること（額については電話でお問い合わせください）。

「法テラス埼玉」
場所／さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6階
予約電話／050・3383・5375（代）
相談日／月、水、金曜日（午後1時～4時）、火曜日（午前10時～正午）

「法テラス川越」
場所／川越市脇田本町10-10 KJビル3階
予約電話／050・3383・5375（代）
相談日／水・金曜日（午後1時～4時）
問い合わせ／日本司法支援センター埼玉地方事務所（さいたま市浦和区高砂3-17-15、☎050・3383・5375）へ。